

LDTスコアシート

氏名： 男・女 生年月日： 年 月 日 歳 ヶ月

検査日： 年 月 日 カルテ番号： — Stage

	項 目	結 果	備 考
I 名 称	猫		
	ボール		
	時計		
	靴		
	りんご		
	自動車		
II 用 途	飲むもの		
	書くもの		
	乗るもの		
	切るもの		
	座るもの		
	かぶるもの		
III 丸 の 比 較	2つの丸		
	3つの丸 どっちが大きい どっちが小さい		
IV 空 間 概 念	1) 犬をとる		
	2) ボタンを箱の上に		
	3) はさみを積木のそばに		
	4) 箱をボタンの上に		
	5) 積木をはさみのそばに		
	6) ボタンを箱の中に		
V 保 存 の 概 念	ど ち ら が 多 い ？	●●●●●と○○○○○	
		●●●●●と○○○○○	
		● ● ● ● ●と○○○○○ (黒広げて)	
		●●●●●●●●●と○○○○○ (黒の数と基石全部の比較)	

知的障害（愛の手帳）判定基準表

(0歳～6歳 就学前)

項目	程度	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能テスト、社会生活能力テスト若しくは、乳幼児用の精神発達テストを用いた結果算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね0～19のもの	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34のもの	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49のもの	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75のもの
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。0歳から1歳程度で判定不能のものには「不明」とすること。	運動機能がきわめて劣弱なため起座も不能なもの	運動機能がきわめて劣弱なため歩行も不十分なもの	四肢等の運動機能が全般的に劣弱のもの	運動機能がほぼ正常に近いもの
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解の不能のもの	集団的行動のほとんど不能のもの	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能なもの	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能なもの
意志疎通	言語を通しての意志疎通の可能性について、右の程度別に判定すること。0歳から1歳程度の乳児で判定不能のものは「不明」とすること。	言語不能のため意志疎通の全く不能なもの	僅かな不完全な単語だけのため意志疎通の不能なもの	言語が幼稚なため意志疎通のややや不可能なもの	言語を通して意志疎通可能なもの
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症の有無等について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要なもの	特別の保護が必要なもの	特別の注意が必要なもの	正常で特に注意を必要としないもの
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的能力について、右の程度別に判定すること。	常時介助、監護が必要なもの	部分的介助と常時の監護が必要なもの	部分的の介助と監護が必要なもの	介助や監護を余り必要としないもの

(6歳～17歳 児童)

項目	程度	1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
知能測定値	標準化された知能テスト、社会生活能力テスト若しくは、乳幼児用の精神発達テストを用いた結果算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれぞれに該当する指数がおおむね0～19のもの	知能指数及びそれぞれに該当する指数がおおむね20～34のもの	知能指数及びそれぞれに該当する指数がおおむね35～49のもの	知能指数及びそれぞれに該当する指数がおおむね50～75のもの
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	学習能力のないもの	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能なもの	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能のもの	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能のもの
作業能力	絵画、制作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能なもの	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能なもの	指導のもとにさぎょうが可能なもの	単純な作業が可能なもの
社会性	対人関係の良否、理解、集団行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解の不能のもの	集団的行動のほとんど不能のもの	対人関係の理解及び集団行動がある程度可能なもの	対人関係は大体良く、集団的行動のおおむね可能なもの
意志・疎通	言語及び文字を通して意志・疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語がほとんど不能のもの	言語がやや可能なもの	言語が幼稚で文通の不可可能なもの	言語及び簡単な文通が可能なもの
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症の有無等について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要なもの	特別の保護が必要なもの	特別の注意が必要なもの	正常で特に注意を必要としないもの
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に異常及び特異な性癖があるため特別の保護指導が必要なもの	日常行動に異常があり、常時注意と指導が必要なもの	日常行動に大した異常はないが、指導が必要なもの	日常行動に異常なく、ほとんど指導を必要としないもの
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能なもの	身辺生活の処理が部分的にしか可能でないもの	身辺生活の処理が大体可能なもの	身辺生活の処理が可能なもの

平成12年度 厚生科学研究報告書
(障害保健福祉総合研究事業)

平成13年3月31日発行

**「自閉症児・者の不適応行動の評価と
療育指導に関する研究」**

研究代表者 江草 安彦

連絡先 社団法人 日本自閉症協会 (TEL03-3232-6478)

印刷 株式会社 美巧社
